

平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	兵 機 海 運 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 大東洋治
コード番号	9 3 6 2 (大証第二部)
問 合 せ 先	管理部長 安積拓也
	電話 : 078 - 321 - 7131

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会におきまして、「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①当社の事業の内容を明確化するとともに、事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的の追加および変更を行うものであります。
- ②公告の方法について、インターネットの普及を考慮し、より幅広く効果的かつ経済的に企業情報を開示するため、電子公告の方式を採用するものであります。
- ③「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は振替株式に一斉移行 (株券電子化) いたしましたので、これに対応するための所要の変更を行うものであります。
また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

※変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

兵機海運株式会社 定款一部変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条<条文省略>	第1条<現行どおり>
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海陸運送業並びにその取扱業 2. 内航海運業 <新設> 3. 港湾運送事業 4. 倉庫業 5. 通関業 6. 一般貨物自動車運送事業 7. 貨物利用運送事業 <新設> 8. 産業廃棄物収集運搬業 9. 貿易代行業務 10. 貸室業 <新設> <新設> 11. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 12. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業 	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海陸運送業並びにその取扱業 2. 内航海運業 3. 外航海運業 4. 港湾運送事業 5. 倉庫業 6. 通関業 7. 一般貨物自動車運送事業 8. 貨物利用運送事業 9. 船舶海運代理店業 10. 産業廃棄物収集運搬業 11. 貿易代行業務 12. 不動産の仲介及び賃貸業 13. 下記の物品の売買及び仲介並びに輸出入業 <ol style="list-style-type: none"> イ) 輸送具及び荷役機器並びに産業用機器類 ロ) 農林水産物及び食品類 ハ) 化学製品及びその半製品 14. 古物商 15. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 16. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業
第3条、第4条 <条文省略>	第3条、第4条 <現行どおり>
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>大阪市において発行する朝日新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。</u></p>
第6条、第7条 <条文省略>	第6条、第7条 <現行どおり>
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<削除>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <削除></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第12条～第37条 <条文省略></p>	<p>第11条～第36条<現行どおり></p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削除する。</p>

以 上